

石綿（アスベスト）健康被害者及び ご遺族への大切なお知らせです。

平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」
が施行されました。

- 「特別遺族給付金（年金・一時金）」が支給されます。
石綿を取り扱う作業に従事したことにより、中皮腫や肺がん等を発症し、
平成13年3月26日以前に死亡された労働者等の遺族であって、時効
（死亡から5年経過）により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権
利が消滅した方が対象となります。
《 給付金請求の手続き・ご相談は 》
愛知労働局労災補償課（電話 052-972-0261）又は最寄りの労働基準監督署
で行っています。
- 医療費等の「救済給付」が支給されます。
労災保険法等で補償されない石綿による中皮腫や肺がんを発症している
方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症して死亡された方のご遺
族が対象となります。
《 救済給付の手続き・ご相談は 》
環境省地方環境事務所（中部事務所 電話 052-955-2134）で行っています。